

問 農地・水・環境保全向上対策事業とは

答 組織を立ち上げ、自分たちで管理作業をすることが大前提



前牟田東地区で行われた施設点検の様子

農地・水・環境保全対策

問 平成19年度から導入される「農地・水・環境保全向上対策事業」の内容を聞く。

町長 この事業は、効率的で安定的な農業構造の確立と、農業を支える農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的としている。

まず、非農家を含めた多様な地域住民が参画した活動組織を設立する。

この組織で年間計画を立て実践していくが、水路や

道路などの点検や雑草除去・

泥土上げ・農道への砂利補充などの管理作業は必ず行わなければならない。

さらに、施設の破損部分の補修など、生産資源の向上を図るための活動、そして水路沿いに花を植えるなどの環境資源を保全するための活動を選択して行わなければならない。

事業にあたり町と協定を結ぶようになっていく。

事業の財政的支援は、農用地区域内を対象とし、水田10アールあたり4400円、畑10アールあたり2800円で、国が2分の1、県と町が各々4分の1を負担する。

問 事業によって本町はどう変わるか。

町長 地域で活動計画を練り、実践していくので、町が推進する住民自治に相通じることを考える。

地域内で荒廃している水路で重点的に事業を取り組んでいただければ、景観的にも姿が大きく変わると思う。

問 事業の実施地区や会計などの計画を聞く。

町長 この事業は5年間継続が絶対条件であるので、意欲を持って取り組んでいただく活動組織でなければならぬ。

集落単位での取り組みが望ましいと考えるが、要望地区の状況によっては、校区単位での取り組みも検討を行う必要がある。

本年度は全国で600地区がモデルとして指定され、本町では前牟田東地区で実践されている。

こうしたモデル地区での取り組みをもとに、基本指針が示されることになっていく。

地域の自主性を損なわない範囲で、事業を積極的にサポートしていく必要がある。

バイオエタノール

問 バイオエタノール生産の計画はあるか。

町長 本町のバイオマス

ウン構想のなかで、地域のバイオマス活用方法として、

現在、具体化している生ゴミ、し尿、浄化槽汚泥や廃食用油の他に、①菌茸類栽培施設の廃オガ②畜産し尿③木材残材④稲わら、麦わらなどの農業廃棄物⑤ホテイアオイなどの水草を掲げている。

また、中島議員が言われるように、減反田にハイブリット米（多収量米）を栽培し、エタノール生産ができないかとも考えている。

これらを具体化していくためには、十分な調査研究が必要である。

「地域新エネルギービジョン策定等事業」という補助事業の募集があつているので、このような国の支援策を積極的に活用しながら調査研究を進めるよう指示をしている。

バイオエタノールとは？

二酸化炭素を吸収して育つ植物が原料のため、燃料に使っても排出量はゼロとみなされる注目のエネルギー源。